

【資料3】

赤穂市総合計画（基本計画）見直し案

（教育委員会関係部分抜粋）

目 次

2. 子育てしやすい環境をつくる	… 1～3
3. 障がい者が自立しやすい環境をつくる	… 3～4
6. お互いが尊重し合えるまちをつくる	… 5～6
23. 地場産品を使った赤穂の魅力を創出する	… 7～8
28. 特色ある地域間交流を進める	… 9～10
29. 国際理解を深める	… 10
33. 地域情報化を推進する	… 11～12
34. 幼児教育を充実する	… 13～14
35. 義務教育を充実する	… 14～15
36. 特別支援教育を充実する	… 15～16
37. 信頼される学校園づくりを進める	… 16～17
38. 若い力を健全に育成する	… 18～19
39. 生涯学習を充実する	… 19～20
40. スポーツ活動を推進する	… 21～22
41. 歴史・伝統文化を継承し活用する	… 22～23
42. 文化芸術活動を推進する	… 23～24

施策2 子育てしやすい環境をつくる

■現状と課題

本市では、安心して子どもを生き育てられる環境づくりに向けて「赤穂市次世代育成支援対策行動計画」を策定し、次代を担う子どもが健やかに育つ社会づくりを目指して、様々な子育て支援に取り組んできました。

しかしながら、近年、少子化や核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化などにより、家庭や地域での子育て力の低下や育児に不安や悩みを抱く親が増加しています。また、女性の社会進出や就労形態の変化などにより、多様化する子育てニーズに対応できる子育て環境づくりが求められています。

こうした背景のもと、国においては新たな子ども・子育て支援新制度の下で、「子どもの最善の利益が実現される社会をめざす」との考えを基本に、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

今後は、平成27年3月に策定した「赤穂市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備するために、本市が取り組むべき対策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、集中的かつ計画的に取り組みを推進する必要があります。

【基本方針】

安心して出産・子育てができる環境を充実させ、家庭、地域、企業・事業所などが一体となって、次代を担う子どもがすこやかに育つ社会づくりを進めます。

・次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく次世代育成支援対策推進行動計画については、「子ども・子育て支援法および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、義務策定から任意策定に変更された。本市では、平成27年3月に策定した「赤穂市子ども・子育て支援事業計画」を次世代後期計画の考えや取り組みを踏まえた、子ども・子育て支援を総合的に推進していく計画と位置付けるため、内容等の修正を行う。

【施策の展開】

①子育て環境の充実

- 児童遊園地や児童館、アフタースクール等施設の整備・拡充を行い、子どもが安全に遊べ、過ごすことができる場所を確保します。
- 食育の推進や健康管理・指導を充実し、子どもの頃からの健康意識の醸成や健全な生活習慣を習得させます。
- 妊娠や出産に関する学習機会を提供し、母子の健康確保や妊婦・乳幼児健康診査を実施します。

②家庭と地域における子育て支援

- 親同士の仲間づくりの場への参加を促し、地域での子育て意識の高揚を図ります。
- 自主的な地域活動を支援するとともに、保育所、保健センター、子育て学習センター等の機能を利用して、親同士の交流を促進します。

③子育てと仕事の両立の推進

- 現在の保育サービスを継続的に実施するとともに、社会環境の変化を受けた新たな保育ニーズ及び高い利用意向がある保育ニーズへの対応を図ります。
- 男性も子育てに参加するという意識啓発を行い、出産・子育てを支える職場環境づくりを要請していきます。
- 赤穂すこやかセンター内に乳幼児一時預かり施設を整備して、多様な保育ニーズへの対応を図ります。

④子育てに対する不安や負担の解消

- 国の施策動向にあわせ、子育てに必要な各種助成などの経済的支援を行います。
- 関係機関や地域との連携・強化により、子どもに関する犯罪や事故防止、育児の不安や負担によるストレスを解消します。
- 安心して相談できるしくみと体制を整備し、ひとり親家庭等の生活と自立を支援するとともに、児童虐待、ドメスティック・バイオレンス被害を防止します。

⑤若者の交流の場づくり

- 各種事業を活用して「晩婚化、未婚化」に対する取組みとして若者の結婚のきっかけを作ります。

・「母親同士」から「親同士」への表現の変更による文言整理。

・平成 29 年度より病児病後児保育を実施予定のため文言整理。
・文言の整理を行ったもの。

・平成 28 年度より開始する予定の「一時預かり施設」を追加。

・総合戦略との整合によるもの。

【主な目標指標】

指標		平成 21 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
子育てしやすい環境にあると思う人の割合	新	71.1%	57.1%	60%	75%
	旧	71.1%	****	73%	75%
仕事と生活の調和がとれていると感じる人の割合	新	59.3%	47.6%	63%	65%
	旧	59.3%	****	63%	65%
子育てに対して不安や負担を感じる人の割合	新	19.2%	20.5%	19%	15%
	旧	19.2%	****	17%	15%
児童館の設置数	新	2 館	4 館	4 館	5 館
	旧	2 館	****	4 館	5 館

・平成 32 年度までに約 5 ポイントの増をめざす。

・平成 32 年度までに約 5 ポイントの減をめざす。

アフタースクール設置 校区	新	6小学校区	6小学校区	6小学校区	10小学校区
	旧	6小学校区	****	10小学校区	10小学校区

【市民等の役割】

- 家庭では父親も積極的に子育てに参加し、家族が協力して子育てを行う。
- 地域ぐるみで子育てする意識を持ち、親を孤立させない環境づくりに努める。
- 事業所は、子育てと仕事が両立できるように職場の意識や働き方を改革する。

施策3 障がいのある人が自立しやすい環境をつくる

■現状と課題

本市では、障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会の実現に向け「赤穂市障がい福祉計画」を策定し、サービス提供体制の整備を推進しています。

一方で、発達障がいに対する理解の深まりや、障がいのある人の高齢化などにより、多様化する障がい福祉へのニーズに対応した、制度設計が求められています。

今後、障がいのある人の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえ、障がいのある人や家族、地域、事業者、行政などが一体となって構成する自立支援協議会を中心に相談支援機能を強化するとともに、障がいのある人が自己選択・自己決定に基づいて適切に利用できる障がい福祉の整備・充実を図る必要があります。

【基本方針】

障がいのある人が地域の中で自立した生活を送り、自分らしく生きることができるよう、ライフステージに応じた施策展開や障がい福祉サービスの基盤整備を進めます。

【施策の展開】

①自立の支援

- 障がいの程度や個々に考慮すべき事項を踏まえた給付等の実施により、日常生活の安定と負担の軽減を図ります。

②地域生活の支援

- 相談支援や意思疎通支援事業により、必要な情報の提供や権利擁護などを支援します。
- ライフステージに即した支援のしくみや施策の推進により、障がいのある人の地域での暮らしを支援します。

③社会的自立の推進

- 障がいのある人の雇用の拡大や就労に向けた取組により、社会的・経済的自立を支援します。
- 赤穂市立障害福祉サービス事業所「さくら園」の運営により、一般就労に向けた訓練および働く場を充実します。

見直し理由等

・平成32年度までに全小学校区での実施をめざす。

・「障がい福祉計画」策定時の表記統一により、障がいのある人に文言整理を行うもの。

・「高齢化の進行により障がいのある人の増加」より「障がいのある人の高齢化」の方が課題があるため。

・「障がい福祉計画」策定時の表記統一により、障がいのある人に文言整理を行うもの。

・「障がい福祉計画」策定時の表記統一により、障がいのある人に文言整理を行うもの。

・法改正による事業名の変更。

・「障がい福祉計画」策定時の表記統一により、障がいのある人に文言整理を行うもの。

・「障がい福祉計画」策定時の表記統一により、障がいのある人に文言整理を行うもの。

・法改正に伴う事業所名称の変更。

見直し理由等

④療育体制の充実

- 関係機関との連携により、発達に障がいがあり支援を必要とする幼児児童を早期に見し、早期療育へ結びつけます。
- 赤穂すこやかセンター内に移設する、赤穂市児童発達支援事業「あしたば園」の運営により、早期療育の充実を図ります。

【主な目標指標】

指標		平成 21 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
施設入所者数 (地域生活への移行)	新	70 人	72 人	72 人	69 人
	旧	70 人	****	62 人	62 人
福祉施設・特別支援学 校からの一般就労者数	新	9 人	6 人	8 人	12 人
	旧	9 人	****	7 人	7 人

【市民等の役割】

- 障がいに対する理解を深める。
- 障がいのある人が安心して社会参加できる環境づくりに取り組む。
- 施設・事業者は、障がいのある人の意欲や適性に応じた支援を行う。
- 雇用主は、障がいのある人の就労への理解と、積極的な雇用に取り組む。

・文言の整理によるもの。

・平成 28 年度に赤穂すこやかセンター内に移設する旨と法改正に伴う事業名の変更によるもの。

・「施設入所者数」に修正。

・平成 25 年度の施設入所者数 (75 人) の 8%以上を平成 32 年度までに削減する。

・平成 32 年度の一般就労者数を平成 24 年度実績 (4 人) の 3 倍とする。

・「障がい福祉計画」策定時の表記統一により、障がいのある人に文言整理を行うもの。

施策6 お互いが尊重し合えるまちをつくる

■現状と課題

本市では、赤穂市民民主促進協議会を中心に、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、同和問題などの人権課題を解消する教育・啓発活動を推進してきましたが、人権尊重の理念に対する正しい理解は進んできているものの、それが態度や行動に結びつくという点では未だ十分ではありません。

今後も、引き続き基本的人権を尊重しつつ、あらゆる差別やいじめ、インターネットによる人権侵害を解消するための教育・啓発活動を推進する必要があります。

【基本方針】

市民一人ひとりが、自由で個性的な発想を有し、すべての人の人権を尊重することのできる人権文化が根づいた市民社会を構築します。

【施策の展開】

①人権文化に満ちた社会づくり

- 家庭や学校、地域、職場などあらゆる場において実践発表や住民学習会など人権教育・啓発活動に取り組み、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、同和問題などに関する差別、インターネットによる人権侵害を解消します。
- 市民の暮らしの中に人権を尊重する考えを根づかせます。
- 人権尊重の視点に基づく活動を総合的、体系的かつ計画的に推進するため、「人権教育・啓発基本計画」を策定します。

・差別、人権侵害解消に向け具体的に記載したもの。

【主な目標指標】

指標		平成 21 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
住民学習会の参加人数	新	3,343 人	3,239 人	3,500 人	3,700 人
	旧	3,343 人	****	3,500 人	3,700 人
地区リーダー研修会の参加人数	新	699 人	817 人	800 人	850 人
	旧	699 人	****	800 人	850 人
人権を考えるつどいの参加人数	新	435 人	589 人	450 人	450 人
	旧	435 人	****	450 人	450 人

【市民等の役割】

- 人権学習等の場に積極的に参加する。

・「新赤穂市地域保健推進計画」と「赤穂市食育推進計画」を一本化し、平成 25 年度から平成 29 年度の 5 年計画として「赤穂市健康増進計画（第 2 次）」を策定したため計画名を修正するもの。

・「また、健康づくりの拠点である保健センターについて、市民ニーズに応えるために拡充整備を図っていく必要があります。」を削除した理由として、平成 27 年度中に赤穂すこやかセンターが整備完了見込のため。

・受診率について追記したもの。

施策23 地場産品を使った赤穂の魅力を創出する

■現状と課題

本市では、地産地消活動として市内の新鮮な野菜・果物・加工品等の直売所や朝市などの活動が行われており、本市のホームページでは観光情報として、様々な赤穂ブランドを紹介しています。

また、一部のグループにおいては、地場産品を活用した地域ブランド化への取組が既に始まっています。

全国的に、消費者の食の安全・安心に対する関心の高まりを受けて、地産地消へのニーズは、一層高まる傾向にあります。また、地産地消の取組は、消費地が近くなることで、輸送エネルギー、二酸化炭素の排出を削減することができ、低炭素化などの地球環境保全に貢献することにもなります。

今後は、従来の赤穂ブランドを育成するとともに、赤穂の魅力を開発、または再発見するために、新たな赤穂ブランドの開発も必要です。そのためには、1次、2次、3次産業が連携した6次産業としての取組が不可欠です。

さらに、赤穂の農水産物などの地場産品の紹介や、空き店舗や民間商業施設などを活用した、販売拠点の整備・運営への支援など、地場産品が消費される機会を増やす方策の検討が必要です。

【基本方針】

地場産品を活用した新たな赤穂ブランドの開発のため、農業、漁業、商業、工業、観光等の地域産業が産業の壁を越えて連携し、お互いが有するノウハウ・技術等の活用を通して、それぞれの有する強みを発揮した新商品の開発と販売開拓等が行えるよう支援することで、魅力的でにぎわいのあるまちづくりを進めます。

【施策の展開】

①地産地消の推進

- 地場農水産物などを販売する直売所や朝市の開催を支援します。
- 市内の飲食店や学校園、保育所、企業などにおいて、地場農水産物の活用を推進します。

②赤穂ブランドの構築

- 農業・漁業・商工業者、農協、漁協、商工会議所、観光協会などの関係者（団体）と連携し、赤穂ブランドの開発を支援します。
- 地場産品を紹介し、販売できる拠点の整備および運営を支援します。
- ホームページなどの多様な媒体を活用し、地場産品の情報を積極的に発信すると

・総合戦略との整合によるもの。

もに、ふるさと納税特典品に活用するなど、地場産品の認知度向上を図ります。

【主な目標指標】

指標		平成 21 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
農商工連携により開発された商品数	新	—	4 品目	5 品目	8 品目
	旧	—	****	2 品目	4 品目

【市民等の役割】

- 販売拠点に提供できる商品の開発、継続的な商品を提供する。
- 農商工連携の可能性について相互に研鑽する。
- 農業・漁業者は、商工業者のニーズに応えられる生産体制を整備する。
- 商工業者は、加工・流通体制を整備する。

見直し理由等

・平成 26 年の現状値を基にして H27 は新商品を 1 見込、H32 までの 5 カ年で 4 商品の開発を見込んだもの。

施策 28 特色ある地域間交流を進める

■現状と課題

本市は、国内外の姉妹都市や忠臣蔵にゆかりのある都市との文化・スポーツ交流を通して、新しい都市の活力を生み出す、都市間交流を行っています。

多様な都市間交流は、それぞれの地域の中で蓄積された有形・無形の文化等を相互に学び、豊かな発想による新たな文化や人材を育むことにつながっています。

今後も、忠臣蔵にゆかりのある都市等との文化交流事業やスポーツ友好親善交流事業など、特色ある都市間交流を引き続き行い、市民レベルでの交流機会をさらに提供していく必要があります。

【基本方針】

姉妹都市でもある茨城県笠間市、熊本県山鹿市および西オーストラリア州ロッキングハム市をはじめ、諸地域との特色ある交流活動を積極的に展開するとともに、市民の多様な交流活動を支援します。

【施策の展開】

①都市間交流の推進

- 姉妹都市や忠臣蔵にゆかりのある都市等との特色ある交流活動を積極的に推進し、市民の文化・スポーツ等多様な交流活動を支援します。

②人的ネットワークの充実

- 本市出身の市外在住者向けに多様な情報を発信するなど、人的ネットワークの充実を図ります。

【主な目標指標】

指標		平成 21 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
姉妹都市数	新	3 市	3 市	3 市	3 市
	旧	3 市	****	3 市	3 市
忠臣蔵サミット参加都市数	新	11 市区町	13 市区町	15 市区町	20 市区町
	旧	11 市区町	****	15 市区町	20 市区町

【市民等の役割】

- 姉妹都市や忠臣蔵にゆかりのある都市等との交流に積極的に参加する。

施策 29 国際理解を深める

■現状と課題

本市では、市民と外国人とのふれあいや国際理解を深める機会を充実させるため、赤穂市国際交流協会を主体とした支援事業を実施しています。

国際化がますます進む中、広い視野を持った人材の育成や地域社会の国際化が求められています。

今後も、国際的な視野で様々な国の文化や価値観を理解する国際理解の推進が必要です。

また、現在、小中学校での外国人指導助手による英語教育や、中学生及び教員の海外派遣事業などを通して国際理解教育を実施しており、今後も積極的な推進が必要となります。

【基本方針】

国際交流を推進し、様々な国の文化や価値観を認め合う、豊かなこころと広い視野を持った人材育成と世界に開かれた地域社会づくりを進めます。

【施策の展開】

①国際交流の推進

- 赤穂市国際交流協会が行う日本語教室や国際理解講座等を支援することで、市民の国際理解を深めるとともに、市内在住の外国人が安心して暮らせる環境づくりを進めます。
- 海外の姉妹都市との交流を通じ、市民が国際理解と国際感覚の醸成を図る機会づくりを進めます。
- 案内板や各種刊行物等の外国語併記をはじめ、外国人が住みやすく訪れやすいまちづくりを進めます。

②国際理解教育の推進

- 中学生及び教員の海外派遣事業や外国人英語教師招へい事業などの充実により、言語のみにとどまらず、外国の歴史や文化、伝統等を一体的に学ぶ国際理解教育を推進します。

【主な目標指標】

指標		平成 21 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
赤穂市国際交流協会会員数	新	170 人	164 人	200 人	200 人
	旧	170 人	****	200 人	200 人

【市民等の役割】

- 国際交流団体への積極的な参加等により国際理解を深める。

・中学生だけでなく、教員も派遣対象となったため文言整理を行ったもの。

・中学生だけでなく、教員も派遣対象となったため文言整理を行ったもの。

第4節 地域情報化を推進する

施策33 地域情報化を推進する

■現状と課題

本市の情報通信基盤は、3.5世代携帯電話やADSL回線、光ファイバー網が市内全域で利用可能であり、これらの情報基盤を活用し、ホームページでの行政情報の発信、電子申請・電子申告システム、防災情報メール配信サービス、図書館蔵書検索・予約システム等のサービスの提供を行っています。

また近年、インターネットの普及とともに、音声や動画の配信サービス、さらにはブログ、SNSなど利用者参加型のコミュニティサービスなどの高速・大容量の新たな情報通信技術を活用したサービスモデルが急速に普及しています。

このように、情報通信技術は市民生活に深く浸透していますが、一方で、年齢や身体的な条件による情報通信技術の利用格差が未だ存在し、さらには、インターネット利用時の情報モラル等の解決すべき課題が多くあります。

今後は、ユニバーサルデザインに配慮した利用基盤を整備するとともに、情報モラルや情報活用能力を向上するための教育の実施が必要となります。

また、行政サービスの高度化や地域コミュニティの再生、安全・安心な地域づくり、地域活性化など、地域における課題解決ツールとしての活用も必要となります。

【基本方針】

光ファイバー網の整備や情報提供サービスの充実等により、多様な情報サー

・光ファイバー網のサービス提供が全市域に整備されたため、光ファイバー網の整備状況及び整備に係る記載を修正したものを。

見直し理由等

ビスをいつでも、どこでも享受することで、住民の誰もが利便性を実感できる環境づくりを行います。

【施策の展開】

①情報通信基盤の整備

- 国・事業者等と連携して、整備された情報基盤の維持・改善に取り組みます。

②行政サービスの高度化

- 行政と住民、住民と住民など、双方向からの情報発信ができる地域 SNS を構築します。
- ユニバーサルデザインに配慮した利用基盤を整備します。
- 防災情報等の即時配信、映像による広報等インターネットを活用したわかりやすい情報提供を行います。
- インターネットを利用して、市内で開催される様々なイベント等の映像発信を行います。
- マイナンバーカード（個人番号カード）の有効活用を図り、市民の利便性向上に努めます。

③情報教育の実施

- 情報活用能力、情報モラルなど、日々変化していく情報社会の状況に応じた教育を行っていきます。

④行政の情報化の推進

- システムの安定性とセキュリティの確保を図りながら、電子自治体の構築に向けた情報通信基盤の整備を図ります。

【主な目標指標】

指標		平成 21 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
光ファイバー普及率 (エリア内世帯数)	新	89.7%	100%	100%	100%
	旧	89.7%	****	100%	100%
マイナンバーカード (個人番号カード) 交 付枚数	新	—	—	3,900 枚	8,300 枚
	旧	—	—	—	—

*100%達成済 (H27 予定) 指標については、同欄から削除し、別欄に記載する。

【市民等の役割】

- 光ファイバーの利用に努める。
- 地域情報等を発信する。
- 情報処理に対するモラルの向上に努める。
- マイナンバーカード（個人番号カード）を取得し、利用に努める。

第4章 | 学び | 生涯にわたり夢を育むまち

第1節 教育環境を整える

・全市域に光ファイバー網が整備され、未整備地区が無くなったため、「光ファイバー未整備地区の解消」を、「整備された情報基盤の維持・改善」に修正するもの。

・番号法の施行により平成 28 年 1 月から個人番号カードの交付が開始予定であり、国の施策として個人番号カードの普及を目指していることから、追加するもの。

・「光ファイバーの普及率(エリア内世帯数)」が平成 26 年度までに 100% となったため、新たな目標指標としてマイナンバーカード(個人番号カード) 交付枚数を設定する。

・マイナンバーカードの取得等について市民の役割に追加。

施策 3-4 幼児教育を充実する

■現状と課題

本市では、4、5歳児の希望者全員入園を目標として幼児を取り巻く家庭環境や多様化する子育て支援ニーズに対応するため預かり保育を実施しています。また、発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実を図るため、幼稚園訪問指導や研修を通して幼稚園教諭の資質向上に努めています。

子どもを取り巻く家庭環境、また、少子化や社会環境の変化の中で、幼稚園における幼児教育の役割はますます高くなってきています。

今後は、赤穂市子ども・子育て支援事業計画に基づき、幼稚園での3歳児保育を実施し、認定こども園への移行について検討を進めます。

また、施設整備については、教育環境を充実するための園舎整備や教育方法の進歩に応じた教材や遊具などの計画的な整備が必要です。

【基本方針】

幼児を持つ家庭や地域社会との連携を深め、幼児教育内容の向上を図ります。また、「豊かな人間性」や「健康・体力」からなる「生きる力」の基礎を育み、一人ひとりの発達や特性に応じたきめ細やかな教育を推進し、施設整備の整備も含めた教育環境の充実を図ります。

【施策の展開】

①教育内容の充実

- 同世代とのかかわりや遊びを中心とした生活を通して、豊かな社会性を育みます。
- 幼児期から本にふれ親しむことのできる環境づくりや地域の様々な世代とのかかわりづくりなどにより、生涯にわたる人格形成の基礎を培います。
- 幼児一人ひとりに応じたきめ細やかな指導の充実を図ります。
- 預かり保育の教育活動の充実を図ります。

②教育体制の充実

- 教員の研修機会の充実、研究活動の支援、家庭との緊密な連携関係を構築し、幼稚園を地域の拠点として子育て支援を進めます。
- 保護者へのきめ細やかな子育て支援を行いながら、幼稚園での3歳児保育を実施し、認定こども園への移行の検討を進めます。

③施設整備の充実

- 情報化や教育方法の進歩等に対応するため、園舎、設備、教材等の教育環境の整備を推進します。
- 施設設備を地域に開放し、地域との連携による教育活動を推進します。

【主な目標指標】

指標		平成 21 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
幼稚園の就園率	新	86.5%	91.0%	<u>93.2%</u>	<u>95%</u>
	旧	86.5%	****	87%	87%
幼稚園園舎の耐震化率	新	27.3%	66.7%	<u>100%</u>	<u>100%</u>
	旧	27.3%	****	36%	100%

・平成 26 年度に策定された赤穂市子ども・子育て支援事業計画の基本施策に合わせて文言整理を行ったもの。また、園舎の耐震化については、平成 27 年度において 100%達成予定のため課題から削除するもの。

・預かり保育の実施園については平成 25 年度から公立全 10 園にまで拡充したため修正を行ったもの。

・子育てセンターという表現の見直し、及び、幼稚園 3 歳児保育の実施や、認定こども園への移行の検討に向け、見直しを行ったもの。

・園舎の耐震化率 100%達成予定のため内容の整理を行ったもの。

・学校基本調査（平成 27 年 5 月 1 日現在）の実績に基づくもの。

・園舎の耐震化が平成 27 年度をもって完了予定であることによる。

*100%達成済（H27 予定）指標については、同欄から削除し、別欄に記載します。

【市民等の役割】

- 保護者による幼稚園と連携した家庭の教育力の向上を図る。
- 幼稚園教育への関心を持ち、幼稚園との協働に努める。

・文言整理による修正。

施策 3 5 義務教育を充実する

■現状と課題

本市では、体験的な活動を通して、いのちや人権にかかわる豊かなこころを培う教育を推進し、家庭や地域社会とも協力しながら、児童生徒が社会的自立の基礎を築けるよう支援しています。また、学校施設は、総体的に老朽化が進んでおり、計画的な改修工事とあわせ、国際化、情報化社会に対応した学校教育環境の整備を図っています。

人と人とのかかわりが希薄になりがちな現代社会においては、こころの支えを必要とする児童生徒は増加することが予想されます。引き続き児童生徒に「生きる力」を育むことを目指し、創意工夫を活かした特色ある教育活動の展開が求められています。

今後も、これまでの教育成果を踏まえながら、「生きる力」のもととなる基本的な生活習慣を身につけさせ、「こころ豊かな子どもの育成」を一層推進することが重要です。また、体験的な活動はもとより、いのちや人権に関する教育の推進はより一層重要となり、地域社会全体で取り組むことが求められています。

さらには、必要な施設等の整備を計画的に行うとともに、少子化や社会環境の変化に伴う児童生徒数の減少傾向に対応するため、学校における教育環境づくりや小中一貫教育も含めた義務教育のあり方について検討する必要があります。

・学校の耐震化率が平成 27 年度をもって完了予定であるため「耐震補強工事」を「改修工事」修正するもの。

【基本方針】

「こころ豊かな子どもの育成」を目指し、確かな学力の向上をはじめ、「生きる力」の育成を重視した教育活動を進めます。また、地域社会・学校が一体となって、子どもたちが安全・安心に学べる環境づくりに取り組みます。

【施策の展開】

①主体的に学ぶ意欲、態度、能力の形成とこころの教育の推進

- 「確かな学力」「豊かなこころ」「すこやかな体」など、「生きる力」を育むため、授業改善や児童生徒の発達段階に応じた体験活動の充実を図ります。
- 道徳教育を充実し、規範意識をはじめとした、道徳性を身につけさせるとともに、人権や福祉意識、伝統と文化、歴史を大切にした教育を推進します。
- 児童生徒の健康増進と体力の向上を目指すとともに、学校給食等を通しての食育など、健康教育を推進します。
- いじめ・不登校対応など、子どもたちのこころを支えるシステムを充実させます。
- 授業に参加しにくい子どもやストレスをうまく処理できない子どもに対して、少人数学習の拡充やカウンセラーの配置を進めます。

②基本的な生活習慣の確立

- 学校・家庭・地域社会が連携を強化し、「早寝 早起き 朝ごはん」運動を推進するなど、

見直し理由等

子どもたちの基本的な生活習慣の確立に取り組みます。

③国際理解教育の推進

- 中学生及び教員の海外派遣事業や外国人英語教師招へい事業などの充実により、言語のみにとどまらず、外国の歴史や文化、伝統等を一体的に学ぶ国際理解教育を推進します。

・中学生だけでなく、教員も派遣対象となったため文言整理を行ったもの。

④情報教育の推進

- 情報処理能力の技術的な育成に加え、情報モラルなどの教育を指導します。
- ICT（情報通信技術）化の一環として電子機器の整備を図り、情報教育とわかりやすい授業を推進します。

・電子黒板、デジタル教材を導入したことによる文言整理。

⑤学校施設の整備

- 老朽化対策をはじめとした施設・設備の計画的な整備により、児童生徒が安全で安心して学べる学校づくりを行います。
- 教育施設の改築・建替計画に際しては、地球温暖化対策および環境教育の観点から、太陽光発電の導入をはじめとしたエコ化（省エネ改修等）を図ります。

・文言整理による修正。

【主な目標指標】

指標		平成 21 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
不登校児童生徒の人数	新	57 人	45 人	40 人	30 人
	旧	57 人	****	40 人	30 人
午前 7 時までに起床し、朝食をとる児童生徒の割合	新	88%	97%	98%	99%
	旧	88%	****	93%	98%
学校の耐震化率	新	56.8%	85.3%	100%	100%
	旧	56.8%	****	84%	100%

*100%達成済（H27 予定）指標については、同欄から削除し、別欄に記載します。

・平成 27 年度の実績をふまえ、より高い目標を設定したもの。

・学校の耐震化が平成 27 年度をもって完了予定であることによる。

【市民等の役割】

- 学校への支援と協働に努める。
- 子どもたちの豊かなこころを育む社会環境を充実する。

施策 3 6 特別支援教育を充実する

■現状と課題

本市では、特別支援学級在籍児童生徒はもとより、通常学級に在籍する LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症等の幼児児童生徒のライフスタイルや一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握しながら、学校教育全体の中で、社会の一員として可能な限り主体的に生活することができる力を高めています。また、障がいによる生活や学習上の困難を改善、克服できるよう努めています。

・文言整理による修正。

各学校園においては、特別支援教育コーディネーターを中心として校園内および関係機関や保護者との連絡調整を図っています。また、園所と児童発達支

・あしたば園との連携について具体的に記載したもの。

援事業「あしたば園」との連携や特別支援教育にかかわる校内外委員会を充実させることにより、障がいのある幼児児童生徒の実態把握や適切な支援方法等について研究を進めています。

障がいのある子どもの自己実現に向けて、周囲が、早期にその子どもが持つ能力・才能を発見し、伸ばしていくための学習指導体制の充実と、より適切な支援方法等を整えることは大変重要です。

今後は、保育所、幼稚園、小中学校および特別支援学校等が連携した「就学のための教育連携連絡会」を活かしながら、障がいの状態や特性等に応じた適切な支援・指導体制をさらに充実させるとともに、福祉・医療・教育機関が連携し、障がいの早期発見や療育・訓練を行うなど、専門的かつ適切な就学指導を推進することが必要です。

【基本方針】

障がいのある子どもが、自らの能力や可能性を最大限伸ばし、積極的な社会参加を目指す教育を進めます。また、幼児児童生徒数の推移や施設の状況を見極めながら施設などの整備を図るなど、教育環境づくりを進めます。

【施策の展開】

①指導体制の充実

- 校内外および校種間において、障がいの状態や特性等に応じた専門的かつ適切な支援・指導体制をさらに充実させます。
- 地域社会との連携の強化と児童・保護者への相談体制の充実を図ります。

②指導内容の充実

- 障がいの状態や特性等に応じた指導および適切な就学指導・進路指導を進めます。
- 幼児児童生徒の緩やかな依存関係のもと、互いの困り感を子ども同士で共有し、学びあう保育・授業の改善に取り組みます。
- 自立と積極的な社会参加を推進する施策を展開します。

【主な目標指標】

指標		平成 21 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
小中学校の特別支援教育指導補助員の人数	新	8 人	12 人	13 人	15 人
	旧	8 人	****	12 人	15 人
小中学校における個別の指導計画の策定率	新	75%	92%	96%	98%
	旧	85%	****	90%	95%

【市民等の役割】

- 児童支援ボランティア等として支援に参画する。

施策 37 信頼される学校園づくりを進める

■現状と課題

本市では、地域社会との結びつきを強めるため、各学校園において、家庭や地域社会との良好な関係のもと、学校園の地域への開放、学校園行事への地域参加、

- ・平成 26 年度に指標値に達し、学校でのニーズも高まっているために目標値を変更したもの。
- ・平成 26 年度には目標値を超えたため上方修正したもの。

地域社会の高齢者との交流などを進めています。また、各学校園は、地区のまちづくり協議会の一員として参画するとともに、地域社会と協力して休耕田を利用した米づくりやオープンスクール、「トライやる・ウィーク」推進事業および環境体験事業等の教育活動を行っています。

信頼される学校園づくりを一層推進していくためには、各学校園は家庭や地域社会に積極的に情報提供を行い連携をさらに強化することが必要となります。

今後、学校（園）評議員制度の活性化や学校園評価の公表などにより、保護者や地域社会に教育内容や学校運営の状況等についても積極的に情報提供し、学校園としての説明責任を果たしていくことが重要です。

【基本方針】

信頼される学校園づくりを進めます。子どもたちの目を地域社会に向けさせるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となって、開かれた学校園と地域社会の結びつきを強めていく施策を展開します。

【施策の展開】

①開かれた学校園

- 学校（園）評議員制度の活性化を図り、教育内容や学校運営の状況等について積極的に情報提供し、学校園としての説明責任を果たすことによって、信頼される学校園づくりを一層推進します。
- 特色ある学校園施設の整備（個性ある学校園づくりの推進）を進め、地域社会に開かれた学校園づくりを推進します。

②地域との連携

- 郷土の歴史・自然・まちなみ・偉人などについての学習を推進します。
- 地区清掃や海岸清掃等の環境整備など、地区でのまちづくり活動への子どもたちの参加を推進します。
- 関西福祉大学等との連携を強め、学習支援、生活支援、部活動支援などを通して教育内容を充実します。
- 専門的な知識や技能を有する地域の人材を活用できる体制づくりにより、放課後や休日の子どもの安全な居場所と教育の場の確保を図ります。

【主な目標指標】

指標		平成 21 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
学校（園）評議員会 の開催回数（25校園 平均）	新	3回	3回	4回	5回
	旧	3回	****	4回	5回
オープンスクールの年 間参加人数（25校園 平均）	新	400人	700人	700人	700人
	旧	400人	****	500人	600人

・平成 26 年度に目標を十分達成したため、更に目標指標を上げたもの。

【市民等の役割】

- 学校を支援するボランティアとして、積極的に学校園の活動に参加する。

施策38 若い力を健全に育成する

■現状と課題

本市においても都市化や核家族化が進行し、人間関係の希薄化を招いており、地域社会や家庭の持つ教育力低下の一因となっています。また、青少年だけでなく、大人までもが地域の習慣を大切にし伝統的な行事に参加する機会が少なくなっているという現実があります。その結果、青少年が多彩な大人とふれあう機会が少なくなっています。さらに、身近な地域社会の中で、子育てについての相談や情報交換の場が少なくなっています。

これらに対応するため、学校・家庭・地域社会が一体となった人づくりを進める必要があります。そして、多様化・個性化する幼児児童生徒に対応する指導や教育相談活動の継続・拡充が望まれます。

今後は、新しい市民社会を担う自立した個人を育むために、福祉や教育などの関係機関との連携を図ります。また、若者が社会の一員としての自覚を持てるようにするために、家庭教育力の向上を図り、地域において安心して子どもを育てることのできる環境づくりを青少年育成推進協議会の活動や PTCA 活動とともに行います。

義務教育終了後の高等学校教育については、生徒の多様なニーズに応えられるよう、教育環境を整えることが望まれます。

【基本方針】

学校・家庭・地域社会が一体となり、これからの赤穂を担う青少年がすこやかに育ち、自立した社会の一員として成長できる環境づくりを進めます。

【施策の展開】

①指導相談活動の充実

- 児童生徒のおかれた家庭環境を支援するために、中学校区ごとに地域サポート会議を開催し、子どもたちがよりよく学び成長しやすい環境づくりを行います。
- いじめや家庭環境等、総合的な課題にいつでも対応できるように、コーディネーターを配置するなど、指導・相談活動をより充実します。

②青少年健全育成の推進

- 青少年が好ましい環境で成長できるよう、学校・家庭・地域社会が一体となったネットワークシステムの構築を図ります。
- 青少年が参加する地域の行事やボランティア活動など、地域ふれあい活動を推進します。
- 地域社会と協働して青少年健全育成事業を推進します。
- DVDなどの啓発資料を通し、ネット犯罪や薬物乱用防止等、非行や犯罪防止に取り組みます。
- 様々な情報を適切に判断し、活用できる能力を育むための教育を推進します。

③家庭教育の充実

- PTCA活動を支援し地域と家庭の結びつきを強め、家庭の教育力の向上を図ります。

④学ぶ機会の保障

・文言整理による修正。

・文言整理による修正。

- 高等学校（全日制、定時制）については、適正な規模の配置等を県教育委員会に要望します。
- 関西福祉大学等において、市民に福祉やボランティアの学習の場が提供されるよう、連携した取組を目指します。
- 高校中退者や無職少年の把握に努め、個性と適性に合った進路指導や生活指導を推進します。
- 正しい職業観・勤労観を育み、将来の進路に夢と希望を持たせる指導を行います。

【主な目標指標】

指標		平成 21 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
地域ふれあい活動年間 実施回数	新	2 回	2 回	3 回	4 回
	旧	2 回	****	3 回	4 回
地域サポート会議実施 地区数	新	2 地区	3 地区	4 地区	5 地区
	旧	2 地区	****	4 地区	5 地区
高等学校等への進学率	新	98%	98.4%	98.5%	99%
	旧	98%	****	98.5%	99%

【市民等の役割】

- 地域社会は学生および生徒の活動を積極的に受け入れる。
- 地域社会全体で青少年の健全育成を担っているという意識を高める。

第2節 生涯学習・スポーツ活動を推進する

施策 39 生涯学習を充実する

■現状と課題

本市では、市民の学習意欲に応えるため、公民館を整備し、様々な交流や学習、情報の発信など、生涯学習の総合的な推進を図っています。

今後は、さらなる情報通信技術の進歩や国際化、健康寿命の延伸に伴い、豊かな高齢期の過ごし方が求められていることから、学びへのニーズは高まっていくと考えられるため、ライフステージに即した生涯学習推進体制の検討・整備が必要です。

また、ボランティア活動や社会参加活動への意欲の高まりにより、地域社会へ還元したいと望む人が増えると考えられるため、公民館をまちづくり活動の拠点施設とする必要があります。

図書館においては、開館時間や開館日の拡大、施設の整備など、市民へ利便性の向上を図りながら、読書活動を推進する取組の一環として、乳児期のブックスタートや電子図書館サービスなどを実施しています。

さらに、コンピュータなど情報メディアの普及に伴い、子どもの「読書離れ」「活字離れ」が進んでいることから、子どもの読書活動を総合的かつ計画的に推進するため、「赤穂市子ども読書活動推進計画」に基づき、学校園所や地域等の連携のもと、子どもたちの年齢や状況に応じ、自主的に本に親しむことのできる読書活動の環境整備を進めていく必要があります。

- ・電子図書館サービスの導入、子ども読書活動推進計画の策定によるもの。
- ・表現の変更による文章整理。

【基本方針】

すべての市民が、生涯にわたり自発的、主体的に学び続け、充実した人生を送ることができるよう、学べる機会を提供するとともに、学んだ成果をまちづくりに活かすためのシステムを構築し、生涯学習の充実を図ります。

【施策の展開】

①生涯学習推進体制の整備

- 多様化する市民ニーズに対応した総合的な生涯学習の推進体制を整備します。

②生涯学習の充実

- 公民館等市内公共施設において、市民ニーズに合った講座等を行うなど、生涯学習の機会の充実を図ります。
- 関西福祉大学等と連携し、講師を紹介するなど、市民の自主的な学習活動を支援します。

③学習成果の地域社会への還元

- 生涯学習の成果をまちづくりへ活かすため、人材の育成や登録、活動の場の創出を進めます。

④生涯学習施設の計画的改修

- 既存の公民館等の計画的な改修・設備の見直しを進め、利用者の利便性の向上を図ります。

⑤図書館サービスの充実

- 利用者のニーズに合った蔵書の充実を図るため、計画的な図書整備を推進します。
- 図書館ボランティアの育成や登録を行ない、図書館活動の充実を図ります。
- 学校図書や地域等との連携を図り、子どもの読書活動を推進します。
- 市民ニーズに合った講座や教室を行い、サービスの充実を図ります。

・文言整理による修正。

【主な目標指標】

指標		平成 21 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
公民館登録サークル利用者数	新	44,937 人	41,636 人	47,000 人	49,000 人
	旧	44,937 人	****	47,000 人	49,000 人
図書館図書資料整備率	新	88%	100%	100%	100%
	旧	88%	****	100%	100%
図書館ボランティア登録人数	新	55 人	52 人	100 人	150 人
	旧	55 人	****	100 人	150 人
電子図書館書籍数	新	—	2,293 点	3,800 点	10,000 点
	旧	****	****	****	****
生涯学習指導者等登録人数	新	—	—	10 人	60 人
	旧	—	—	—	—

*100%達成済（H27 予定）指標については、同欄から削除し、別欄に記載します。

・電子図書館書籍数（年間 1,500 点）の購入を目指す。
・生涯学習指導者登録人数（毎年度 10 名程度）の増を目指す。

【市民等の役割】

- 積極的な生涯学習活動とその成果を地域に還元する。

施策40 スポーツ活動を推進する

■現状と課題

本市では、スポーツ活動の推進拠点である城南緑地運動施設や市民総合体育館をはじめ、各地区に体育館を整備するとともに、青少年武道館、野外活動センター、海浜スポーツセンターなど、各種のスポーツ・レクリエーション施設の整備・充実を行ってきました。

健康増進への関心から、また、高齢者の生きがいがづくりの場として、スポーツを親しむ人が増加していますが、それとともに、スポーツに対する目的や内容が年々多様化しています。

今後は、スポーツの持つ多様な意義を踏まえ、恵まれたスポーツ環境を最大限に活かしながら、スポーツやレクリエーションの拠点として、赤穂海浜公園や市内の各施設との一体的な利用を、県などと連携しながら推進していく必要があります。

また、平成24年の「スポーツ都市宣言」について啓発を図り、市民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる「スポーツ先進都市」の実現に向け、「赤穂市スポーツ推進計画」に基づき、学校やスポーツ団体、民間企業との協働をさらに進め、健康とスポーツを新機軸とした事業を推進することが必要です。

あわせて、忠臣蔵のふるさと播州赤穂を広く市内外に発信するためにも、全国規模の大会開催をはじめ、誰もが参加できるスポーツ大会の開催が必要です。

さらに、少子化によるスポーツ少年団員が減少傾向にある中、小中学生から社会人までのスポーツの連続性と一貫指導を確立していくことが求められています。

【基本方針】

健康で活力ある市民生活や地域社会の活性化のため、すべての市民が生活の一部としてスポーツ活動や健康づくり活動を行うことができる「スポーツ先進都市」を目指し、スポーツ施設の整備・充実および有効活用を進めるなど、スポーツ活動の場と機会の充実を推進します。

【施策の展開】

①スポーツ施設の充実

●夜間照明施設や地区体育館およびニュースポーツ等の施設の整備充実と、広域的な運動施設の利用推進を図ります。

②スポーツの振興・交流機会の充実

●健康で豊かな生活を送ることのできる生涯スポーツの促進を図ります。
●柔道大会・剣道大会、ヨットレースなどの広域大会や交流大会の拡充を図るとともに、観光施策と連携した赤穂シティアマゾン大会などのスポーツ大会の開催を推進します。

③青少年スポーツ団体の育成・強化

●学校の要請に応じ、外部講師として体育協会等から指導者を派遣し、スポーツ団体や部活動を育成・強化し、スポーツの連続性と一貫指導を図ります。

・施設整備が完了したもの及びスポーツ大会等で実施されたものを中心に文言整理を行ったもの。

・スポーツ都市宣言の認知度を高める必要性から追加したもの。

④地区の自然を活かした市民の健康づくり

- 地区の自然を活かした市民の健康づくりとして「赤穂街並みウォークラリー」を推進し、健康づくりとともに、地区の自然・歴史などの様々な地域資源にふれあい、楽しめる行事とします。

【主な目標指標】

指標		平成 21 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
スポーツ施設の利用者数	新	372,439 人	502,627 人	515,000 人	721,000 人
	旧	372,439 人	****	515,000 人	721,000 人
スポーツ大会の参加人数	新	14,765 人	20,992 人	21,000 人	24,000 人
	旧	14,765 人	****	18,000 人	24,000 人

【市民等の役割】

- 行事等に積極的に参加協力する。
- 地区体育館等の管理、運営に協力する。

第3節 個性ある地域文化を創造する

施策 4-1 歴史・伝統文化を継承し活用する

■現状と課題

市内各所には、それぞれの地区を特色づける多様な文化財が存在しており、これらが一体となって本市の歴史特性を形成しています。これら文化財については、保全・整備とともに、その継承や活用方策の検討が重要となっています。特に、赤穂城跡は、赤穂義士ゆかりの城として、多くの観光客が来訪しており、今後、さらなる見所づくりが望まれます。

また、地域の人々の生活に根づいてきた伝統的な生産技術・民俗芸能・習俗など、多様な文化財は、歴史資源としてだけでなく、地域の活性化・世代間交流・まちづくりなどの起爆剤としての役割も期待され、これらの継承と再興を推進しようという気運も高まっているところです。

今後、赤穂城跡と城下町の赤穂地区、近世港町の坂越地区、古代遺跡を中心とした有年地区など、それぞれの地域固有の特長を活かすため、各地区の中核的な文化財はもとより、多様な歴史遺産の保全・整備を推進する必要があります。

また、郷土に蓄積された先人の貴重な歴史・文化資料、美術品などの体系的な収集と保存を行い、最大限に活用するため、展示公開と学習支援機能を持つ文化財センターの整備が必要です。

【基本方針】

地域に根差した多様な文化財の調査や顕彰を行い、その保護・整備・継承を進めます。また、文化に培われた貴重な文化財の保存・活用を進めるとともに、赤穂城跡・歴史博物館・民俗資料館などの充実・活用を図り、多くの人々が本市の歴史や文化に親しめる環境づくりを推進します。

・実績値が指標値を超えたため、平成 26 年度実績値の近似値（千人未満¹）を平成 27 年度の目標値に変更した。

・文言整理による修正。

・文言整理による修正。

【施策の展開】

①歴史資源の保全整備

- 市のシンボルである赤穂城跡を中心とした文化財の整備を推進します。
- 各地区の歴史的な特長を形成している歴史資源の保全・整備を推進し、多様な歴史資源を持つ都市としての価値を高めるとともに、まちづくりや観光事業にも活用します。

②地域文化財の保存・顕彰と伝統文化の継承・活用

- 市の歴史文化に関する書籍等の編さんを推進します。
- 地域の多様な文化財の顕彰・記録の充実を図るとともに、可能なものについては継承と再興を推進します。
- 指定文化財などに標柱や説明看板の設置を進めます。

③調査研究活動の充実と郷土資料の収集・公開活用

- 歴史・文化資料・美術品などを体系的に収集や研究・公開活用できる文化財センター整備を進めるなど、調査研究・公開活用機能の充実を推進します。

④歴史文化の交流するまちづくり

- 歴史・文化をキーワードにした多様な公民館事業・生涯学習活動を展開し、地域の文化財をまちづくりや地域活性化の資源として活用します。また、市民の歴史文化研究活動の支援を行うための事業や機会づくりを推進します。
- 各地区の歴史や伝統文化等を紹介する資料の作成とPRを行います。

【主な目標指標】

指標		平成 21 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
赤穂城跡二之丸庭園整備進捗率	新	32%	42%	44%	100%
	旧	32%	****	60%	100%
文化財公開施設の入場(館)者数(6ヵ所)	新	77,386人	82,227人	95,000人	97,000人
	旧	77,386人	****	90,000人	92,000人
市指定文化財の指定件数	新	47件	51件	52件	57件
	旧	47件	****	52件	57件

*文化財公開施設(6ヵ所)

赤穂城跡本丸櫓門、近藤源八宅跡長屋門、有年原・田中遺跡公園、東有年・沖田遺跡公園、旧坂越浦会所、有年考古館

【市民等の役割】

- 身近な郷土の文化財に愛着と誇りを持ち、これを次世代に継承する。

施策4.2 文化芸術活動を推進する

■現状と課題

本市では、文化創造拠点である文化会館および公民館において、文化活動の促進や音楽・舞台・演劇等、質の高い本物の芸術にふれる機会の提供を行うとともに、市文化協会、公民館登録サークルなどの活動支援および文化団体同士の交流

・市史等編さんの事業の取組を追加。

・補助の認証事業費減少によるもの。

・有年考古館(5000人/年を見込)が増加し、対象施設が5ヶ所→6ヶ所となったため。

・説明の追加によるもの。

見直し理由等

・赤穂義士の歴史に関する具其他的な施設を追加したもの。

・文言整理による修正。

を促進しています。また、歴史博物館および美術工芸館において、赤穂義士や歴史に関する講座や歴史資料の収集・展示、赤穂ゆかりの画家等による美術品の収集や展示を行っています。

今後は、市民の文化活動へのニーズは増大し、多様化していくことが考えられることから、ル・ボン国際音楽祭をはじめとする文化活動の支援や赤穂義士遺跡などの歴史資産を活用する施策を展開し、市民の誇りやこころの豊さを醸成するとともに、地域固有の文化を内外に向けて発信することが必要です。

【基本方針】

各種文化芸術団体を支援・育成するとともに、優れた文化・芸術にふれることや、その成果を発表する機会の充実を図り、歴史資産を活かした文化の薫るまちづくりを進めます。

【施策の展開】

①文化施設の充実

- 市の文化交流、発信の拠点施設である文化会館および公民館の施設、設備内容の充実を図ります。
- 郷土の歴史の発信拠点である歴史博物館、郷土ゆかりの美術作品を紹介展示する美術工芸館の施設、設備内容の充実を図ります。

②文化芸術活動の充実

- 質の高い芸術等にふれる機会を増やすとともに、市内文化関係団体相互の交流を促進します。
- 市民文化サークルや文化団体等による自主公演など、市民の文化活動の支援と育成を図り、企業の文化活動の参画を促進します。

③特色ある文化活動の推進と育成

- 赤穂義士や歴史に関する講座の開催や赤穂ゆかりの資料、美術品の収集・公開を積極的に行い、市内外に情報発信します。
- 伝統文化の継承、活用のため、人材の育成と組織づくりの展開を図ります。

④文化事業・イベントの充実

- 新たな地域文化の創出につながるようなイベントの誘致・開催を推進し、情報発信することで、市民の文化活動機会の創出を図ります。
- 他都市と連携したイベントや地域に根ざしたイベントなどの創出・充実を図ります。

【主な目標指標】

指標		平成 21 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
市民 1 人あたりの文化 会館利用回数	新	2.3 回	2.4 回	2.5 回	2.6 回
	旧	2.3 回'	****	2.5 回	2.6 回

【市民等の役割】

- 文化活動、イベント等に参加する。